

鋼 船 規 則

規
則

C 編

船体構造及び船体艤装

2012 年 第 2 回 一部改正

2012 年 11 月 15 日 規則 第 48 号

2012 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2012 年 9 月 25 日 理事会 承認

2012 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

2012 年 11 月 15 日 規則 第 48 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

C 編 船体構造及び船体艤装

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 特殊な形状，特殊な主要寸法比又は特別な貨物を運搬する船舶

-5.として次の 1 項を加える。

-5. 運送許容水分値を超える含有水分値を持つ貨物を運送する船舶の船体構造については，本編の規定によるほか，次の(1)又は(2)によらなければならない。

(1) 運送許容水分値を超える含有水分値を持つニッケル鉱を運送する船舶にあつては，本会が別途発行し，国土交通大臣に届け出た「ニッケル鉱（Nickel Ore）運送に関するガイドライン」に規定される要件

(2) 前(1)以外の貨物を運送する船舶にあつては，本会が適当と認める評価手法

3 章 舵

3.9 舵頭材及びピントルのベアリング

3.9.3 を次のように改める。

3.9.3 ベアリングクリアランス

金属ベアリングのクリアランスは直径で $d_{bs}/1000+1.0$ (mm) 未満としてはならない。

d_{bs} : ブッシュの内面の直径 (mm)

非金属材料を用いる場合には、材料の膨潤性及び熱膨張性を考慮して、ベアリングクリアランスを特別に定めなければならない。このクリアランスは~~いかなる場合にも~~直径で 1.5mm 未満としてはならない。ただし、ベアリング製造者の推奨する設計仕様に適合し、かつ十分な使用実績があることを書類で確認できる場合、このクリアランスを 1.5mm 未満とすることができる。

附 則

1. この規則は、2012 年 11 月 15 日から施行する。

鋼船規則検査要領

C 編

船体構造及び船体艤装

要
領

2012 年 第 2 回 一部改正

2012 年 11 月 15 日 達 第 74 号

2012 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2012 年 11 月 15 日 達 第 74 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

C 編 船体構造及び船体艤装

改正その 1

C25 セメント及びペイント工事

C25.2 ペイント工事

C25.2.3 貨物油タンクの防食措置

-3.として次の 1 項を加える。

-3. 規則 C 編 25.2.3(2)の適用上、関連する IACS 統一解釈によること。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2012 年 11 月 15 日から施行する。

C17 甲板

C17.3 鋼甲板

C17.3.5 を次のように改める。

C17.3.5 車輛甲板の板厚

車輛甲板の厚さは、次の**(1)**又は**(2)**の規定による。ただし、暴露甲板については、規定の算式による値に 1mm 加えた値とすること。

(1) パネル内の各車輪の接地面の中心間距離が $2S+a$ 以上の場合

$$C \sqrt{\frac{2S-b'}{2S+a} \cdot \frac{P}{9.81}} + 1.5 \quad (mm)$$

C : 係数で、表 C17.3.5-1. に示される値。

f_{DH} : C10.9.1-1. による値。ただし、縦式の場合、~~0.79~~ $0.79/K$ 未満としないこと。

S : 梁の心距 (m)

P : 計画最大輪荷重 (kN)。ただし、 $b>S$ の場合、計画最大輪荷重の S/b 倍した値とする。なお、最大輪荷重が t の単位で与えられる場合には、その値に 9.81 を乗じたもの (kN) を P とする。

b' : b と S のいずれか小さい方の値。

b : 梁に直角方向に測った車輪の接地長さ (m)。(図 C10.9.1-1. 参照)

a : 梁に平行に測った車輪の接地長さ (m)。(図 C10.9.1-1. 参照)

ただし、通常空気入りのタイヤを有する車輛に対しては、 a 及び b の値は表 C10.9.1-1. の値を使用して差し支えない。

(2) パネル内の各車輪の接地面の中心間距離が $2S+a$ 未満の場合 (図 C17.3.5-1. 参照)

$$C \sqrt{\frac{2S-b'}{2S+a+e} \cdot \frac{nP}{9.81}} + 1.5 \quad (mm)$$

C, S, a, b' 及び P : **(1)** の規定による。

e : $2S+a$ 未満の心距の車輪がパネル内に並ぶ場合、それらの車輪の接地面の中心間距離の和 (m)。(図 C17.3.5-1. 参照)

n : e の範囲に有る輪荷重の個数。

表 C17.3.5-1.を次のように改める。

表 C17.3.5-1. C の値

		荷役専用車輛	左記以外
船の中央部の強力甲板	縦式構造	4.6 $4.6\sqrt{K}$	$\frac{3.64}{\sqrt{1-0.64f_D^2}}$ $\frac{3.64\sqrt{K}}{\sqrt{1-0.64f_{DH}^2K}}$
	横式構造	4.9 $4.9\sqrt{K}$	$\frac{5.15}{\sqrt{1-0.41f_D^2}}$ $\frac{5.15\sqrt{K}}{\sqrt{1-0.41f_{DH}^2K^2}}$
上記以外		4.6 $4.6\sqrt{K}$	5.2 $5.2\sqrt{K}$

附 則（改正その 2）

1. この達は，2013 年 5 月 15 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。
3. 前 2.にかかわらず，申込みがあれば，この達による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。